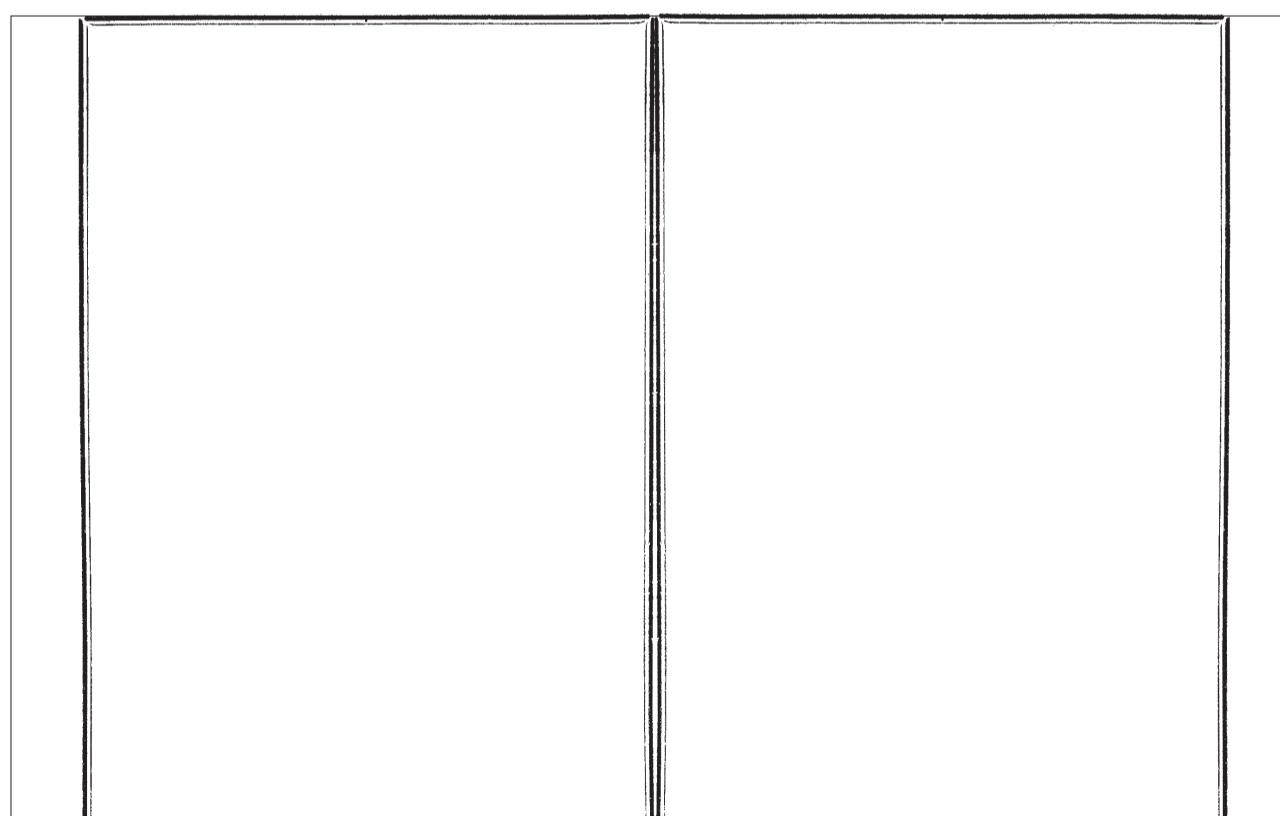
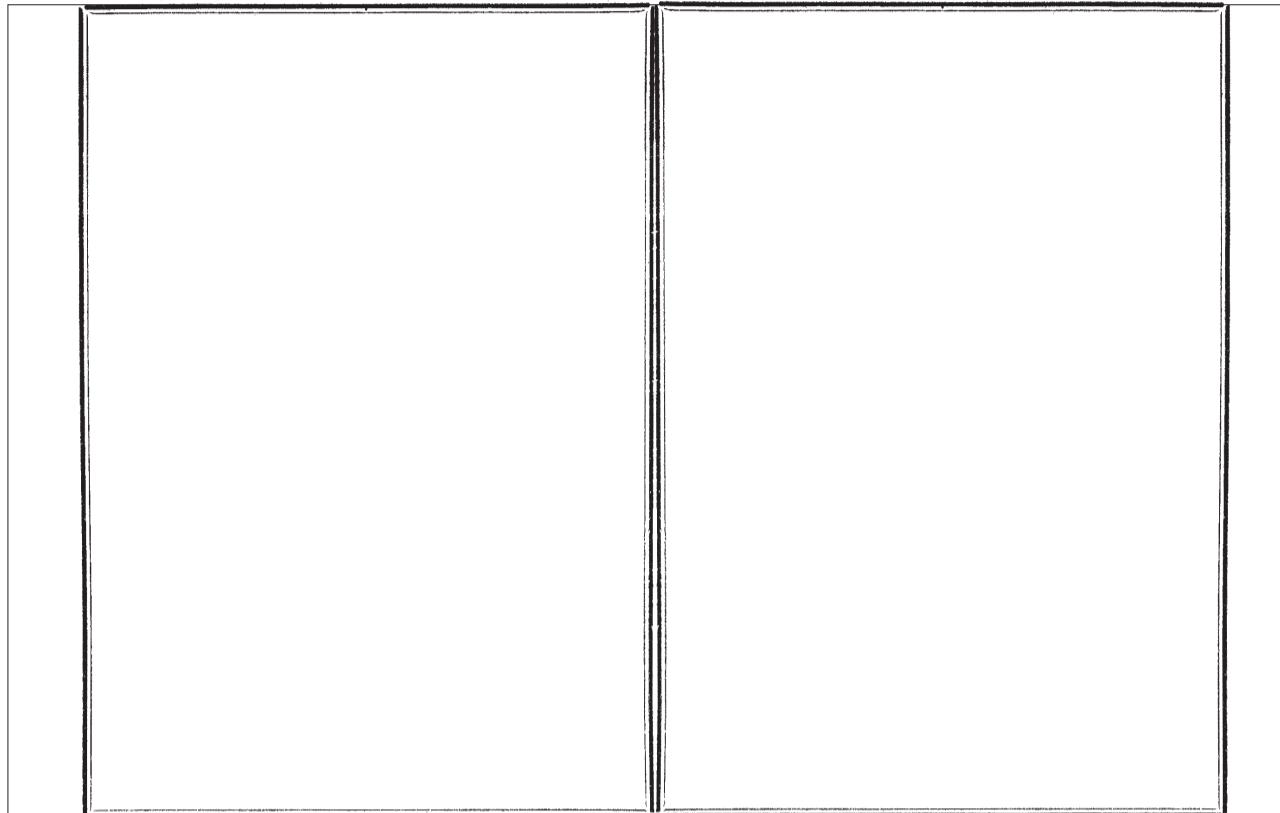


昭和六年度第二十九次居留民會

臨時會議事速記錄

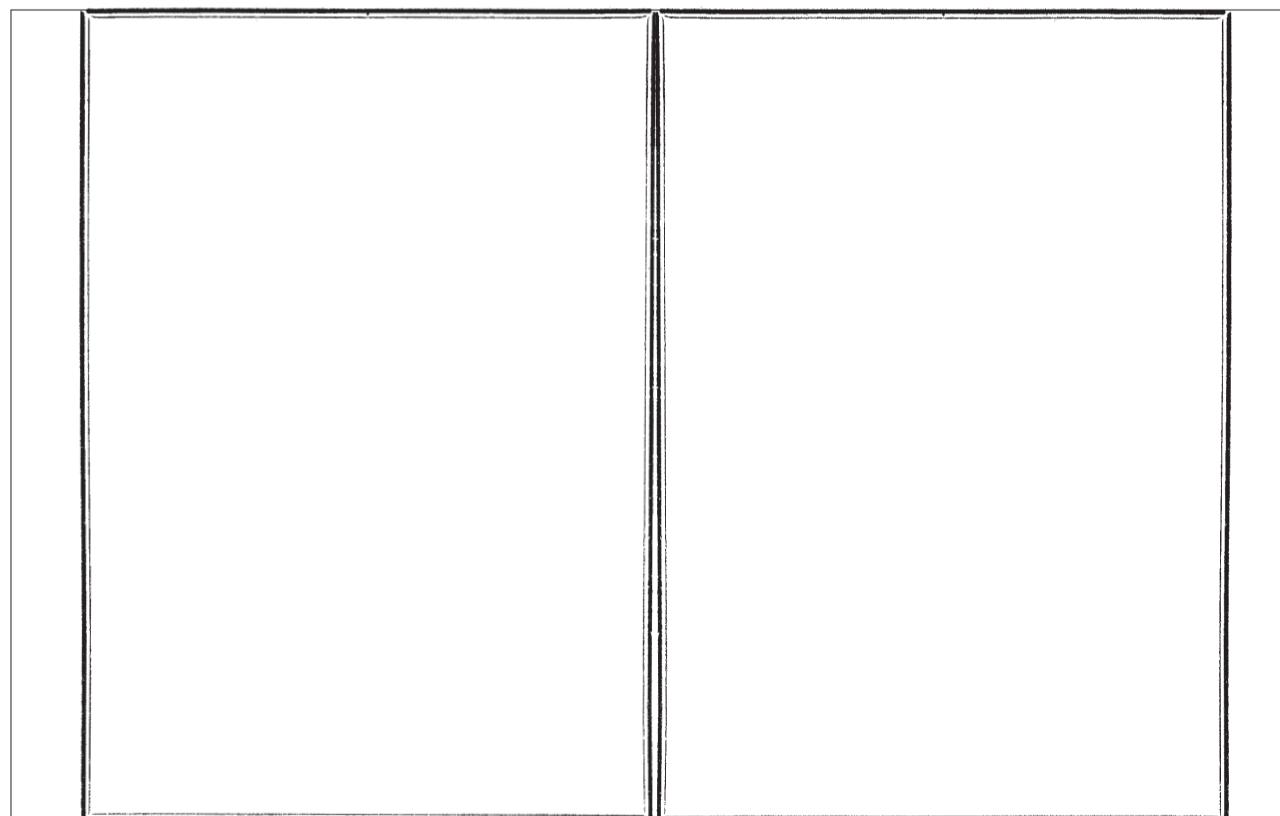
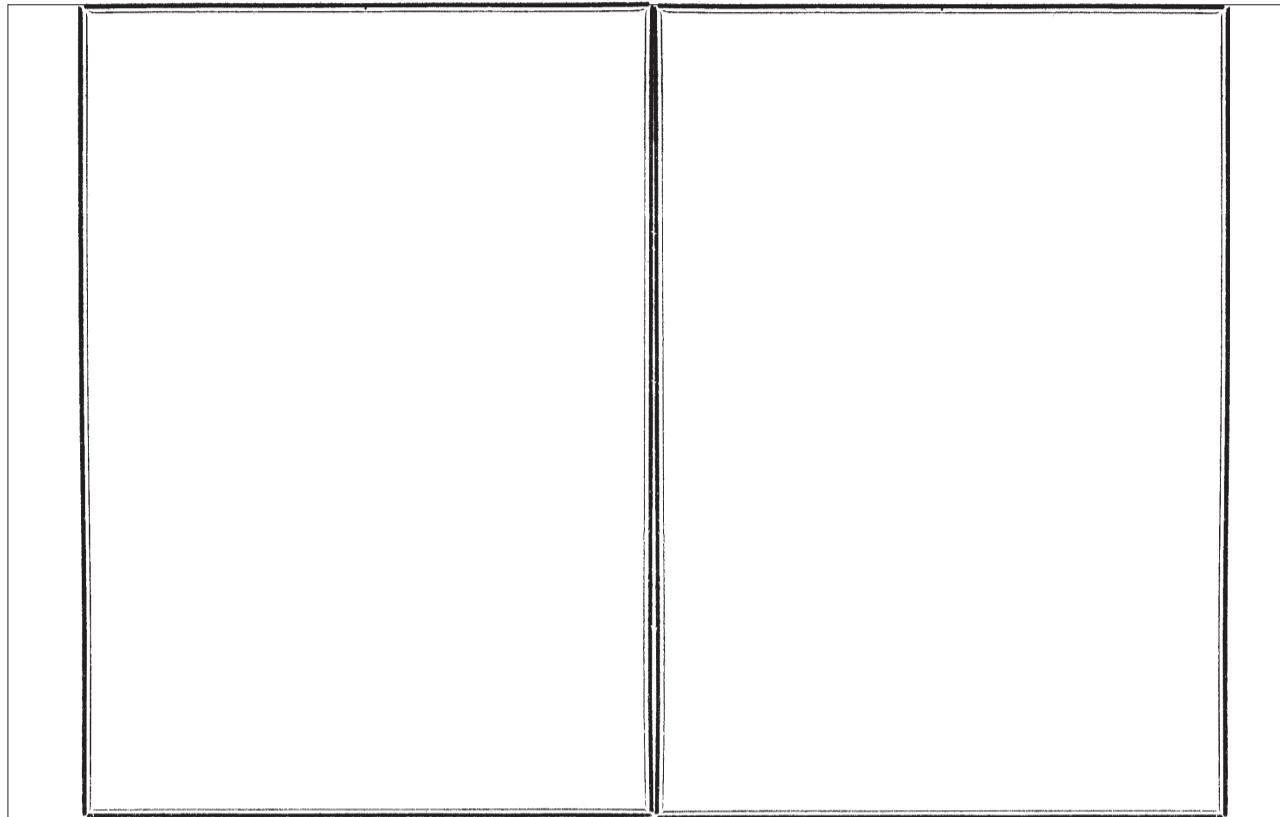
天津居留民團



議事錄目次

- | | |
|-------------------|----|
| 第一、事變ニヨル損害救濟金調達ノ件 | 四 |
| 第二、警備費國庫補助請願ノ件 | 三六 |
| 第三、行政委員選舉 | 三八 |
| 第四、豫備行政委員選舉 | 四〇 |
| 第五、民團會計検査委員選舉 | 四五 |

附
錄



昭和六年度第二十九次居留民會臨時會議事速記録

昭和六年十二月二十日於公會堂

議事日程

- 第一、事變ニヨル損害救濟金調達ノ件
- 第二、警備費國庫補助請願ノ件
- 第三、行政委員選舉
- 第四、豫備行政委員選舉
- 第五、民團會計検査委員選舉

出席議員

五十五名

○議長 牧 尚一
武田 守信
藤平 正一郎
牧山 尾茂
松尾 豊治
田行 茂治
郡山 茂行
田中 勝一
岸田 菊郎

足立 傳一郎
濱木 幸平
稻田 鶴治
横田 實太郎
鷺田 小平治
平井 久一
遠山 猛雄
岡本 久雄
遠山 猛雄
小谷 萬次郎

黒川 重幸
木下 秀良
内令 三郎
木山 本永
高橋 隆規
佐々木 敏丸
佐田 重直
勝田 直
出席行政委員

出席行政委員

上野 潤
岸田 菊郎
高橋 順一郎
武内 進
岡本 久雄
遠山 猛雄
小谷 萬次郎

○會長 上野 潤
岸田 菊郎
赤山 今朝治
午後二時三十分開會
○議長(牧 尚一君)着席
それでは、只今迄の出席議員數五十一名法定數に達して居りますから開會致します。例に依りまして本日の議事録に署名される方を私からお願ひ致します。石川通君、植前香君此の御兩人による本日の議事録の署名をお願ひ致します。それから民會議員に移動が大分ございました

(1)

(2)

其の報告を致します。中島徳次君は民團理事就任の爲め辭任されました、香川正一君は轉任の爲め御辭任致れました、中村鐵一君同上、清水幸三郎君は都合に依りまして御辭任でございます、吉野久七君は御逝去になりました、李元慶君之又都合に依つて御辭任、松葉重隆君も轉任の爲め御辭任、以上七名の方が轉任若くは都合に依り辭任されました爲め缺員を生じましたから十一月二十一日に郡茂行君、莊景珂君、横田寅太郎君、龜澤省朗君、黒川重幸君、山越金太郎君、木下秀良君此の七名のお方が就任せられました、只今のお方は一寸御起立願ひます。

○議長(牧 尚一君)、就任議員起立、拍手

それから行政委員の方にも補缺上任がありました。報告は以上で終りました。議事日程に入る前に例に依りまして總領事の御訓示がござります、暫く御清聽願ひます。

○桑島總領事(登壇)拍手

本日天津居留民團第二十九次居留民會臨時會議に際しまして、親しく私の所感を述べることの出来ますることを頗る欣幸であります。申す迄もなく今回は租界行政上頗る重要な時期と私は存するのであります。從ひまして各位に於ても舊に倍し、和衷協力、愼重審議、以て租界的復興、在留同胞諸君の幸福繁榮の爲めに御盡力あらんことを切に希望致す次第であります。其の間各位は勿論、在留同胞諸君の各種の團体は不眠不休、多大の危険を冒して在留民の保護、租界警備の重任を擔受けましたことは、私の衷心より感謝致す所であります。右様の次第で當民會では、行政委員の他の各委員の選舉の外に、今回の事件に關聯致しまし

(3)

(4)

○議長(牧 尚一君)

之から議事日程に入ります。

第一、事變ニヨル損害救濟金調達ノ件

○行政委員會長(上野 潤君)登壇

議事日程第一「事變ニヨル損害救濟金調達ノ件」であります。之に就て少しく申上げます。今回の事變の重大なる事変であることは私が申す迄もありませんが、御承知の如く當地は其の以前から日貨排斥が随分盛んに行はれて居ります。續いて九月十八日滿洲事件が起りまして、愈々重大なる影響を當地の商工業、その他に及ぼしたのであります。それだけでも當地の打撃少からん時に、十一月八日以來當地の事變に依りまして、居留民一般の受けける所の損害と云ふものは隨分甚大なるものがあります。而我居留民は此の際金銭繫縛をし、非常なる努力を爲すにあらざれば到底舊態に復することは容易でないと云ふことを痛切に我々は感ずるのであります。右に就きまして行政委員會に於きましても種々協議し、研究を致し、又行政委員だけでは或は及ばない所もあるかも知れんと云ふ考へからして、財團公益會並に商工會議所、或は町内會の代表の方と云ふやうな方々に寄つて頂きましたして善後委員會と云ふものを作りまして種々協議を

(6) (5)

致したのであります。其の結果既に色々事實の上に現はれたこともござりますが、もつと重大なることは、如何にして此の天津の復興をするかと云ふことに就て、何うしても之は政府の力を借りるより外ない、勿論我々居留民は緊縮もし、努力もしなければならんが、此の事件の爲めに受けた損害、打撃と云ふものは非常なものでありますからして、何うしても政府の力を借りなければ舊態に復することは實に容易でない、中には既に糊口に窮する人もある、又糊口に窮する迄には到らないでも随分困難に陥つて居る人もあると云ふやうなことで、御承知の通り同光會と力を合して救助の方法を講じて居ります。又共益會に相談を致しまして救濟資金を貸付ける、百圓以下の小額の金でありまするが、それでも此の歲の瀕には必要であると考へまして極簡単な方法を以て貸付けを開始致すことになつて居ります。それは皆さん御承知のこと、思ひます。それで大体於て、何うしても政府の力を借りなければならないと云ふ所から、中には救濟金を政府に頼つたら宜からう、或は低利資金を借り出したら宜からうと云ふ議論もございまして、何れも色々研究致しました、所が此の救濟資金、救恤金と云ふものは、當地の今回の事情に照らして見ると救恤金を政府から頂くと云ふことは望が少ないのであります。之は濟南の例を考へましても何うも此の實損實害があつたのないと政府の救恤を頂くことは出来ないと云ふ之迄の例があります。當地の打撃は大きいが御承知の通り實損實害に至つては左程大したことはないのであります。して見ると救恤金を頂くと云ふよりも、この、天津の商工業を復興する爲めに救濟的低利資金、極めて寛大な條件の即ち金利も極めて安く年限

も出来るだけ長くする所の低利資金を借りて、そうして當地の復興に資するが一番宜くないかと云ふことを行政委員會では考へたのであります。此の民團に於きましても低利資金を借りた方が宜いだらうと云ふ行政委員會の考へで、低利資金に就きましては方々の例もありまするので、漢口、濟南邊りが事變に依つて起つた復興資金として低利資金を借りて居りますが、其の成案を見ますと云ふと年限は大抵十五年それから金利は三歩と云ふやうなことになります。若斯の如き條件で借りることが出来るならば大變仕合せと思つて居りますが、さう云ふことは尙よく研究してそして決定することになりますが、此の民團に於きましては差當り此の低利資金の貸下げを請願するか何うかと云ふことを一つ極めて頂き、それに依つて種々調査を遂げ、同時に損害の程度も専門的に調査しなければなりませんし、之迄の政府へ請願の例等も調査しなければなりません。何れにしても外務省に請願するに就きましては、當地の總領事の御援助を仰かなければならることは申す迄もありませんから、更に總領事館にもよく御諒解を願ひまして然る可き方法、金額等と云ふことを極めて居ります。又金額は其他の條件が極まる以前には何れ更に民會を開いて御相談する積りであります。今日は第一議案にあります通り業務復興資金として政府から低利資金を借入れると云ふことを請願する方法並に借入額及び其の交渉をば今日選ばれる所の新行政委員に一任する、と云ふことに御相談を願ひたいと思つて居ります。此の方法や金額と云ふことに就ても色々考へては見たのです、尙之は向後充分調査を致して、さうした上で更に愈々決定する時はもう一度民會を開いて

(8) (7)

皆さんに御相談致したいと思ひます。さう云ふことは議題に出で居りませんけれども、一寸附加へておきます。兎に角、低利資金を借りると云ふこと、其の方法金額と云ふやうなことは一應行政委員に一任して頂いて、愈々決定の時には更に民會を開くと云ふことに御承知願つて此の點を御審議願ひたいと思ひます。

○森川照太君 上野さんに一寸伺ひますが、愈々決定と云ふのは、方法、借入額、交渉一一例へば借りに之から出て行くと云ふ話が極まつたと云ふことが愈々決定……

○行政委員會長（上野壽君） 之て、此の條件で借りると云ふ決定の時に民會を開らかなければならぬと云ふことです。

○森川照太君 例へば上京委員がすつかり極まると云ふ其の時ですか

○行政委員會長（上野壽君） え、さうです。

○山田榮治君 一寸會長にお伺ひ致しますが、此の方法とか借入額、交渉と云ふことは新規に選ばれる行政委員に一任することになつて居りますが、現行政委員としては何か此の借入方法、額と云ふやうなことに就て大體の腹案でもございませうか。何れは上京委員とか、若くは其の他の地方で借りるとすれば其の地に向つて借入交渉委員を出さなければならぬが、さう云ふ人選に豫め腹案がござりますか。それから交渉なりに着手される時期は何時頃なされるのですか。一寸それを

○行政委員會長（上野壽君） え、さうです。

未だ行政委員會に於きましては金額並に方法と云ふことに就ては決定して居りません。それからして人選も、之は此の次の行政委員會で極むべきものと思はれますから極まつて居りません時期に於きましても、御承知の通り時局も未だ極安定されたとも思はれない、内閣の方も御承知の通りあ、云ふ新しい内閣が出来て外務大臣も未だ決定して居られない際でありますから、愈々何時と云ふことは極まつて居りません、之は凡て次の行政委員會で決定することにして居ります。

○山田榮治君 之は私の希望であります、差當り此の居留民は困つて居りますので所謂拙速主義を採つて頂いて勿論會長もお更りになるかも知れませんが、次の行政委員會に於ては成るべく速く總領事館の方なり、政府の方との交渉を開始致し目的達成に努力願ひたいと思ひます。

○小宮山繁君 只今總領事からも、今回の事變に就きまして非常に重大な問題である、天津未會有の大事件であつたと云ふやうに繰々申されました。又行政委員會長の上野さんからも此の今次の事態が天津の一般居留民の精神的若くは物質方面に重大なる影響を與へたと言はれたやうであります。それか爲めに今日臨時民會に依つて之が救濟の資金を調達する案が提出されて居るのであります、斯の如き重大なる事變の勃發に際しまして、豫め租界民の福祉、居留民の保護等のことに對して相當責任負担をしなければならない現行政委員會議君が、此の事變直前直後に於きまして如何なる御處置を採られたか、其の點に就て大体のことをお伺ひしたいと思ひます。

○行政委員會長(上野壽君)

只今大變廣い範圍の御質問がありましたが、眞今議題になつて居るのは低利資金貸下に就て請願を爲すか否や、それに就ての方法金額は行政委員會に一任すると云ふ範圍になつて居りますから、此の方を先きにお話願ひませんと、行政委員の探つた方法に就てあることはコウとかア、とか云ふことになる非常に議事が混雑すると思ひますから、私は議題に就て直接に關係ある御質問を願ひたいと思ひます。

○小宮山繁君 矢張り議事を進行する必要上、豫め大体のことをお伺ひしやうと思つたのであります、然し乍ら之は私共民會議員が質問をせずとも、今次の臨時民會が事變の結果救濟金の調達と云ふやうなことを講ずるに當つて、行政委員會としては民會に対する親切から言つて、之を大体探つた處置に就て御報告あつて然るべきだと考へて居たのであります、此の質問は後とは何時頃に御質問したら宜いでせうか。其の邊をお伺ひしておきます。

○行政委員會長(上野壽君)

若質問の方がございましたら此の議事が二つありますからそれが済んだ後で何うか。○森川照太君 此の議題は行政委員會が非常に議題の名前を附けるのと、内容の説明とに苦しまれて居はしないかと云ふ點が窺はれるやうに思はれます——或はさうぢやないかも知れませんが——上野さんの先刻の説明に依りますと、今回の事變と云ふことは鐵砲を撃つたと云ふことだけのやうに仰つたのですが——それは私の間違ひかも知れませんが——事變と云へば公に認められた天津事變はあの鐵砲騒ぎだと思はますが、さう言ふと此の内容がそれだけに限局されたやうになつて來ると思はれるのですがさうでありますか何うか。若さうでないとすれば事變と云ふ言葉だけでは言ひ盡しては居りませんよ、名前など何うでも宜いやうですが、只今の議題の内容の説明だと、將來此の問題に就て運動される人としても、若くは公に官省に交渉する場合に議案として運用するかも知れないと思ふのて、念の爲めもう一遍確かないと思ふのですが、議題は「低利資金貸下ノ請願ヲナスコト」になつて内容が低利資金に限局されて居りますが、低利資金に限局するお考へでなくして救濟金を貰はうぢやないか、その調達と云ふやうな廣い意味のものであつたらうと思ふのであります。私の考へじや、これらの監督憲邊りから貰ふのは厭目だらうと云ふお話をあつたと云ふことを傳聞致しましたけれど、若も此の説明に依るやうに事變に依つて天津在留邦人に損害があつたのならば、理論上救濟金を貰ふと云ふことも出来る筈になつて來るのでなければならぬが、然し上野會長の御説明のやうに實害がなかつたのだからそれが難しいと云ふ方を本當と致しますと貰ふことは非常に難しいやうですけれど、私の考へは貰ふ方もやつて見ては宜かないかと云ふ考へが少しあるので、上野會長宛成君の手紙に新聞の切抜きがありました、在留邦人救濟金千五百萬圓追加要求と云ふ記事がありましたが、滿洲日報だらうと思ふのですが東京三十日發ですから前内閣の時ですが「滿蒙在留邦人並に鮮人との損害救濟其の他警察官の増追費支出に關し、三十日午後二時より首相官邸に川崎翰長、齊藤法政局長官、永井外務、川田大藏、堀切拓務の各次官と參集協議の

○行政委員會長(上野壽君)

結果救濟金が千五百萬圓に達する見込みとなつたが、之等は今議會に追加豫算として計上提出に決定した「乞は前内閣のやうであります、未練な考へか出来ます、未練な考へか出来ます、いか不都合だと不平は申しませんけれど、それも一つやつて頂くやうに願ひたいと思ひます。いかなければ止めるより外ありませんが、私も別に乞食根性で政府の金だから何でも自分の懷に振込めば宜いと云ふ考へはありませんけれど、決してありますから、もつとひどい事變でもあつて一遍に實害を蒙つたら宜いのか知れませんが、十数年間天災事變、色々な排日政變の影響を必ず受けた際にも幾らか出して與れても云ふ考へか出来ます、未練な考へか出来ます、未練な考へか出来ます、いかに思つて呉れて——天津は運の悪い上にも運の悪いものと何時も痛感はして居りませんけれど、此の際實情を説明して、本當と思つたら幾許か救濟金を出すべきで、又出しても與れるだらうと云ふやうな賤もしい根性が起る、そこで低利資金の貸下げと云ふことに限局してしまふことは、實際私共の方で希望して居る所に少し遠いやうに思ふのですが、そこを行政委員會、會長に於て然るべくお考へになるお考はありますか。それで、それからもう一つ其の今の私の考へから言ふと只事變に依ると云ふ文句じやいけなくなつて來る、もう少し廣い意味のものでなければいけない、事變に依る天津在留邦人の損害救濟——損害を救濟すると云ふことは出來ないと思ふ、損害を受けた日本人を救濟、窮狀を救濟すると云ふことは出來ないと思ふ、損害を受けた日本人を救濟、窮狀を救濟するが損害を救濟すると云ふことは損害と云ふものは救け様がありますかね、損害なら補償すると云ふことはあるが、こ、何とか變へて頂きます。云ふことで「政府ヨリ低利資金貸下ノ請願ヲナスコト」と云ふ所から「低利資金貸下の請願」と云ふことを取つて、「救濟金、調達ヲナスコト」と云ふやうに何とか實際の如きに適合したもののに變へ頂く、そうするは「前記請願に關する方法並に借入額、之も「金額」としなければならぬそれから「請願」の二字も取つまづ、入れて置いても宜いが、まあ變へたいと思ひます。私の想像じや初めの考へと違つて段々に振繰り上げた結果断つう云ふことになつたものと思ひますが斯う云ふやうなことをお考へになつて然るべく變へて頂くことは出来ませんか。

(14)

(13)

響がありましたが、之は強ち當地に限らない、上海であれ濟南であれ青島であれ又漢口であれ等しく蒙つて居る所の影響であります。そこで事變に依ると云ふ文字は特に天津に限られた特殊の事件、大いに之を強調する意味になる、即ち當地に救濟資金を貸して貰ふ特殊の理由、外かにないものであります。それでは金額が少いぢやないかと云ふ露骨に言へばさう云ふ話であります。之は此の下に書いてある業務復活する爲にはそれ相當の金額が必要であるのです。之は御承知の通り只今森川君が申された通り、當地は何だか小出しに密められたやうな形は確かにあるので、それで何年と不景氣を續けて來たのであります。そう云ふことは特に何も此の土地ばかりであります。それを表向きの理由とする譯には行かない、こゝで押立てる理由は何うしても事變と云ふことを第一の理由にしなければならない、其の結果事變と云ふ文字を入れたのであります。それから損害救濟と云ふ文字が可笑いと云ふことです。可笑ければ變へても宜しいと思ひますが、例へば損害があつた、それを救濟するので大して可笑い文字じやないと思はれます。がそれから富成君の溝洲事變のお話がございましたが、之は單に救濟金としてあつたので、果して救恤金の意味やら或は救濟資金として低利資金を貸すことになります。やなら此の點未だ分らないのであります。富成君にも昨日會つて同氏も何も知つて居ません、だから強ち之を救恤金として政府から還る金に解釋するのはサト早計じやないかと思ひます。

○森川照太君 満蒙在留邦人並に鮮人の損害救濟其の他警察官の増遣費支出に關し……あさうかなア……それで千五百萬圓、之だけ貸すのでせうか

○行政委員會長（上野 謙君）

それは斷言出来ません。

○森川照太君 満蒙在留邦人並に鮮人との損害救濟その他の費用の増遣費支出に關し……あさうかなア……それで千五百萬圓、之だけ貸すのでせうか

○行政委員會長（上野 謙君）

イエ計上したのは違ふ

○森川照太君 満蒙在留邦人並に鮮人の損害救濟其の他警察官の増遣費支出に關し……あさうかなア……それで千五百萬圓、之だけ貸すのでせうか

○行政委員會長（上野 謙君）

在溝邦人救濟金と云ふことは救恤のやうに感じられます、返して貰ふ貸下げと云ふ意味のものよりも其の方が確かじやないか、救恤の意味だと思ひます。がね。増遣費と一緒に計上されるのでありますならば……

○行政委員會長（上野 謙君）

在溝邦人救濟金と云ふことは救恤のやうに感じられます、返して貰ふ貸下げと云ふ意味のものよりも其の方が確かじやないか、救恤の意味だと思ひます。がね。増遣費と一緒に計上されるのでありますならば……

(16)

(15)

ます。其の経験に依ると救恤金と云ふものは、即ち實害賃損のものでないと出ない、今度大臣が更りますから變るかも知れませんが、從来はさう云ふやうになつて居つたので、當地は實害賃損はないぢやないがあつても之は輕微なもので、寧ろ低利資金を借りて之を救濟的の低利資金と云ふことにして成るべく寛大な條件で頗つたら何うだらう、それがいけなければ之と云ふことよりも寧ろ初めから低利資金の方が宣いぢやないか、其の代り救濟的の意味を有つて年限も充分長く、利率も極めて低利で貰ふと云ふことを熱心にお願ひした方が却つて可能性がありはしまいかと云ふ風にして居ります。

○森川照太君 サうしますと貴方の御説明の通り、事實が証明する通り、實際の事變と云ふとあの騒ぎでなければならぬと思ふが、正式には「天津事變ト見做ス」と云ふ勅令だが省令だかど出て居りますが、天津事變とは現状を言ふのかも知れませんが、さうすると此のオリヂナルが非常に限局して居ると思ひますね、あの騒ぎだけとなると大して實害賃損はない。

○行政委員會長（上野 謙君）

○森川照太君 實害賃損のない天津在留邦人、又あつても極めて少いそれを救濟する……

○行政委員會長（上野 謙君）

○森川照太君 営業の救濟の爲めに「損害救濟」と云ふことは、少し事實に即して居ない文句だと思いますね

○行政委員會長（上野 謙君）

事變の爲め商賣が駄目になった、其の損害と云ふのですがさうすると貴方の趣意は、

○森川照太君 何うも文句が變ですよ、實際の事情から言へば、私の趣意は少し變なことになるのですが、私は此の事變の爲めに直接様立付いて金を貰ひに行かうと云ふやうな考へはない、此の天津の居留民の歴史を見さえすれば分りますが、水災或は排日、内亂など十数年、ない年も一年か二年位あつたかも知れないが其の迷惑は重なり重なつて居るから、支那の他の地方に比べて如何に損害の大であるか、之等に依つて済し崩しに如何に大きな損害を蒙つて居るかと云ふことが始終私の頭にある、從つて日本人の發展と云ふものは停頓して振はない、お互に發展して居ないと云ふことを私は何時も考へ、若何等が政府に救濟の方法を講ずると云ふ新計画でもあれば、寧ろ此の點に興味あります。之は濟南には救恤金と低利資金とを出されて居りますが、此の濟南事變の頃、其の時當地の總領事館の田尻領事は、外務事務官として其の事件の取扱ひをなされて濟南に行つてお取調べになつた御經驗があるのです。それから「前記ニ關スル方法ハ行政委員會ニ一任スルコト」として、極めて漠然たる廣い意

(18) (17)

味のものにしてしまつたらと思ひます、そして内容は行政委員にお委せする。政府に、今假りに此の儘で私が上京委員を——頼まればしまつまいが（笑聲）——頼まれたとしても、携げて行く條件が之じや分りませんよ、使ひに行つても使ひの仕様がなくなりはしないか、此の儘では「諸君、体何う云ふ——」と斯う言つた時に、振舞り上げた文句だから前後首尾一貫して居ない、私が外務大臣だつたら之は變だねと貸す氣にならないかも知れません。

よ。（笑聲）

○理事（中島徳次君）
森川君の御説は少し間違つて居はしないかと思ひます。

○森川照太君
さうかも知れません。

○理事（中島徳次君）
實害實損と云ふことは掠奪を受けたとか、家屋が毀されたとか殺されたとかさう云ふものか實害實損と云ふので、こゝて所謂損害と云ふものは、此の事變に依つて受けた經濟的の損害斯う云へば差支へないと思ひます、當地では實害實害は實に少い、救恤金とか救濟金と云ふものは主として實害實害に限られて居る、で今日救濟資金の出て居りますのは長江沿岸であります、例へば歸國者の旅費、一二ヶ月の手當極僅かなものであります。濟南の如きものでも實害實損を調べて掠奪を受けたとか、一人死んだら五千弗と云ふやうなもので十萬弗程出て居ると云ふやうに外務省の御方針を承りました、さう云ふ實害實害ある場合は救濟金を出され共さうでない場合は、例へば此の日貨排斥と云ふやうなことは一般的に支那各地に於て起つて居るので必ずしも天津の日本租界のみ損して居るのでない、さうなると離しい、寧ろ此の場合天津事變に依る一般的の經濟的の損害を救濟して頂きたい、之は只賣ふのじやない、救濟の意味に於て低利資金を拝借したい、と云ふやうに筋の通つたやうに思ひますが、森川君は反日のやうな影響迄まるめて此の際政府から借りやうと云ふ議論であります、それは一般的でない、寧ろ天津事變に限つて借りた方が宜い、さう云ふ點を考へればそんな議論は出ないと思ひます。

○森川照太君
所が出來ます、今の肝心な問題はそこです、此の文面通りにしてしまふと、「事變に依る天津在留邦人の實害實無之候、あつても極はめて輕微にて候、其の影響蒙り候、救濟被爲下度候」（笑聲）それですから……

○行政委員會長（上野壽君）
今中島君の言はれたやうに、此の損害と云ふものは詰り實害實以外の商賣が出來なかつたことは實害と云ふ廣い意味になる、今貴方の仰有つた實害實無之候よりは、それよりはすつと廣い意味に解釋して、

○森川照太君
それで影響を蒙つたと云ふのですね「實害實無之候、あつても極はめて輕微にて候、之に依り蒙つた影響は大にて候、御被下度候」（笑聲）斯うでせう。その影響があつたから教つて呉れ、事件で損はなかつたが、その影響だが教つて呉れ、之じや少し話が通り悪くと思ひます。諸君は他の地方にも同じことがあるから天津だけの事變でと云ふが、他の地方の言はないのは向ふの方の富の程度が違ふか、考へが違ふので、と云ふことは天津は之だけの問題じやない、之だけ頼むのじやない色々なことに依つて損を蒙つて居るの

(18) (19)

ですから救つて呉れと言ふのが、何ちかと云ふと話の筋であると思ふが

○行政委員會長（上野壽君）
一度々申しますが、今のお話の中の影響とは十一月一ヶ月かと云ふと決してさうでない、今日も商賣は一つも出来て居りません、來月は舊正前になりますから之も商賣は出来ません、そんなに簡単な譯に行きません。

○森川照太君
舊正で商賣の出来ないと云ふことは毎年同じことだから理由にはなりません。今一寸も商賣がないと仰言いましたが、何かで見るも、案外取締りが緩い爲め多少商品が動くと云ふ新聞記事だかあいましたが、間違つて居るかも知れませんけれど、斯う云ふやうなことが外務當局の目に觸れて居るとすると、政府は天津の實害は大したものでないに借りに來た如く思はれる、天津民間の名譽に關するとしてあるが故に出来ただけ工合の宜いやうに實際の實情に即して居れば一番救けを受けるとしても都合が宜い、若本當に低利資金を借りようと考へられるなら、もつと廣い意味で實狀に即した話をされるのが宜いと思ふが何うですか、廣い意味にする方が宜いと思つて斯う云ふ議論を費して居る譯であります、さうでないと、今上野さんは將來に長く及ぶと云ふことを問題になられましたが、それで低利資金を借りて來て業務復活の資金としやうと云ふ、之だけじや外務省は承知しないと思ひます。それよりは少し骨は折れるが一生懸命に天津と云ふ殊に天津居民の過去の歴史をよく説いたら、若外務當局が頭の悪い人じやいかんが解つた人なら幾許かでも出して呉れるだらう。それが之だけのものだとそれも私は難いと思ふ、不景氣の影響と一緒にお考への説明では貴方が上京委員になつて私が外務次官でもお断りします。（苦笑）されると思ひますよ。他に有る無いは私は一寸も構はないと思ふそれだから、問題を約めて言へば、其の前に中島君にお答するが、實害實損の講釋はさうでせう、詰り掠奪とか人命の損傷房屋の破壊と云ふことは實害だらうが、今仰有るやうなことは當然まん、寧ろ損失と云ふやうな感じになつて害と云ふ文字を當嵌めるのは少し不穩當になつて来る、まあそんな句の證拠は入らないが、語りは廣い意味にして、原因を廣い意味にして、そして賣ふにも借りるにも事情と云ふ時の方に即して居れば大臣にしたつて低利資金を貸下げる事なら義理にするが、若それにするならば其の原因を何にするかと云ふことが先づ問題になりますが、漠然たる問題にして、廣い意味、廣い方法さう云ふことにして、皆に事變のみでなく、もと前に述べた議論としては何うかと思ひます。

○理事（中島徳次君）

色々御意見を伺ひましたが、特に常識に富める森川君の説としては甚だ妙に感じられます、此の事變は日本新聞、貴方は新聞屋で尚更御存じであります、天津の廢墟は天津に於ける吾々の知る以上のショックを與へて居るので、此の機會、此の事變を基礎として行くと云ふことが一番早い、一般的の排日なんかでは今説明申し立たしく、現在の赤字内閣では聞かない。寧ろ此の際事變を高調して行く方が、金を借りるにも又賣ふにも親が外んだからと云ふ時の方が幾許から金も借り安い、不斷のべつ斯うだとなると中々いけないもんだと思ふ。一般的の反日と云ふことで、外がやらなくても、やつて宜いじやないかと仰有るが、支那と云ふ所に一面に適應して居る反日と云ふものを理由とするよりも、寧ら事變を基礎にしたら宜からう。差當り

(22)

(21)

の事變の影響に依る損害を確實な數で出して斯う云ふ方が借易いだらう、斯う云ふ意味で行政委員會は此の案を出したので、行政委員會としては此の案を提出した所以は、成るべく意味の徹底し易いやうに、目的的達成し易いやうに作つたのであります。

○森川照太君 常識ある中島君から異なことを伺ひましたが、吾々の相手にするものは田舎の爺婆じやないことは分つて居る、天津の事變が何んなものが知つて居る外務省の官吏を相手にして、天津事變之は大變だ金を貸して呉れ、田舎の爺や婆に對するやうな積りじや、相手が外務省の官吏で事の真相を知つて居る以上は今御辭解じやいけないね。

○植前香君 私も此の案に對して一種の疑惑を有つものであります。大體、方々からも將來ボットー請願も出ると思ひますが、各地の様子を聞きますと實際に家が何うかされた商賣が何うかされたとか、上海では紡織會社、其他の會社工場も非常に大きな打撃を蒙つて居る、斯う云ふことは何に原因するか考へ見れば、之は明かに排日の結果であります。而して僅かに、天津が理由附けるものがあれすれば天津事變であります。然るに此の事變たるや何等實害を蒙つて居ない、斯る場合何う言ふ風に區別するか、成る程事變はありましたが之は政府直接責任を負ふべきものでない、又排日にしても之も責任はないのである、斯うして見ますと、其の原因の如何に拘らず、原因是何うであつても各地の在留民の困つて居るのは同じこと、思ひますから、從つて將來方々から請願も出るだらう又やつて來た場合相當の額に上ると思ひます。斯うなつた場合折角借れる案も借れなくなりはしないか、只今原因か事變であると云ふことであります、事變其のものから受けた直接の打撃と言ふことは今迄極めて僅少で

ある、天津の僅か日本租界の影響等を調べて特に原由附けて請願する理由はなからうと思ひます。大きき範囲を廣げては各地との振合ひ上出来ないかも知れません、又天津事變を理由とすることは實害がない、こに大きなギャップがあると思ひます、矛盾がある、無理がある、此の邊の所を餘裕によく考へないと、折角請願委員を出しても或は無駄になります。私は思ひます。私も森川君の御質問に對して一種の興味を感じるものであります。

○鍛治靜一郎君 先程から森川議員の間答を聞いて居りますが、私も其のことに對して御質問しようと思つて居た点であります。大體に於て行政委員會の御意向が少しも分らないやうに思はれるのでありますから、後の爲め明瞭りとお伺ひしておきます。事變に依らなければ「親が死んだから丁度宜い機會だから之を表板に金を借るのか、その他排日の影響で救濟資金を借る意図ですか。森川議員の意見と私は意見が多少違ふのであります、大體事變の爲めに取引がなければ損害は相當に大きいが、其の前にある排日の爲めの損害も相當大きくなるのであります。其の根本原因の如何に拘らず損害が高ければ外務省としても必ず御同意になるだらうと思ひます。それで行政委員會は事變だけの救濟資金を、低利資金を借られる積りですか、又は排日其の他事變に依る救濟資金を借るのか、以後日旨く話の出来るやうな爲め事變と言ふ名前を使ふのか、此の点判然と行政委員會の意見を伺ひたいのであります。

○行政委員會長(上野壽君) 最前から申します通り排日と言ふことを標榜することは、之は單に天津だけではありませんから排日のことをして提唱するのでは難しいと思ひます。事變に就て起つたことと事變以後の

(24)

(23)

ことでないと、其の以前のことは餘所にあること、特に天津だけと言ふことであつませんから到底目的を達する所以でなからう、寧ろ事變に依つて生じた損害を計上して、それだけの趣旨を必ず徹底する方が宜からうと言ふのが行政委員會の主意です。

○鍛治靜一郎君 中島君の言はれたこと、同様であります、中島君は理事ですから相手にはなりません、尊重は致しますが、結局は事變だけに因つて起つた損害と云ふだけの問題で、實際に就てはお願ひしない、お願ひしたら事件が一番重もだと云ふやうに思ひます、それからもう一つお伺ひしますのは、業務復興資金と言ふのですが、之は營業者と云ふ意味ですか、營業とは即ち商賣して居る人だけの意味ですか、商賣人以外のお國りの人もある、業務と云ふことは俸給取り又は無職の人もですか、營業して居る人だけと云ふ意味ですか

○行政委員會長(上野壽君) 先づ營業者の積りであります。營業して居る者、サラリーマン、俸給者も實害があれば無論請求することが出来ますが、業務復活の爲めとある以上は俸給を取つて居る人は含んで居ないのです。實害のあるものは如何なる人と誰講求しておられます。商賣人だけの救済なら、さう云ふ譯じやいけないと思ひますね、第一業務復活とは營業復活の爲めばかりじやない、サラリーマンには影響ないといふ御意見であります、サラリーマンも此の爲めには影響を蒙つて居るものもある、だから一般に廣い意味で解釋して宜いぢやないか、商賣人の營業の復活資金、それだけに限られて居るのならば不都合ですよ

○行政委員會長(上野壽君) 商賣人と言つたのじやなく、ナンと言ふのですか業務と云ふのだから例へば醫師であるとかさう云ふ……

○森川照太君 サラリーマンも含んで宜いぢやないか、月給を拂へないで居るものもある。

○行政委員會長(上野壽君) それは業務者の方から請求する、業務を休んだと云ふ如きて其の業務者の方から請求して、それに支拂つて貰う。

○森川照太君 主人が取つて使つて居る奴にはやらない(笑聲)やはりサラリーマンも救つてやる廣い意味と云ふことになつておいた方が民團としても宜いぢやないでせうか、私は其の方が宜いと思ふが、民團は商業會議所じやないんす、何時も商業會議所と一緒に考へられますが、さう云ふことなので私は非常に問題にして要求を入れて居るのです、それは居る民團の組織から言つても、サラリーマンだつて矢張り之をつて居ります、其の苦んで居る人のあるのにそれは使つてはいけない、そんなんなら商業會議所でやるが宜い矢張り廣い意味に、廣く解釋したら宜いぢやないか

○勝田重直君 森川氏の説がありました、吾々は排日其の他に依つて隨分損失を蒙つて居る、貴方の説の事變に依つて吾々が困難に陥つたと云ふこと、同じ様に常に、直ぐに考へられる管

(26)

(25)

斯う直して頂きたいと思ひます。天津在留邦人の損害救済と云ふことは、損害が損失なら字句上にも變りありませんが、損害なら損害補償ありますから「損害補償並ニ救済」と直して頂ければ全部意味も徹底すると思ひます。修正案を提出するには時期が早いかも知れませんが簡明に、分り易く申上げるに過さません、何うぞ御賛成を願ひます。

○森川照太君 私は事變のみに限ることは何うしてもいいと思ふ、上野さんは之から、事變から惹き起る此後の影響を事變と云ふことの理由、そんなことのやうだが、なにか掛日はいけない、他の地方でもあるものだから余り利がないと仰有るが、私は兩方を籠めた方が宜い事變だけで言つて見たつて之は軽いですね、上野さんは今事變からの影響を知らないのだと云ふやうに仰有るが、之は私はよく知らない、余り認めませんから知りません。事變だけでは通りが悪いと思ふ、斯うなると此の案の根本が怪しいものになつて來るが、私は本來から言へば不幸なる天津居留民と云ふものは政府がチットは何うかして呉れても宜いと私は考へるので第一居留地の經營から見ても居留民は今日其の負担に堪へて居る、借金の整理、返せ、一と云ふ外務省は眞に間違つて居ると思ふ、吾々は乞食根性じやないが、寧ろ政府が何うかしやうと云ふのが居留地經營の外務省の過失に對する損害補償としても私は権利があると思ひます。さう思つて居るので私は乞食染みた案に何時も賛成する所がります。單に事變と言ふことでなく他にあつても宜いじやないか、例へば事變じや六分の値打しかないが十分あれば救つてやると云ふことならば、排日を六分事變を六分に十二分に理由が立つ、事變だけじや借る資格がないかも知れません。實際實狀に即して居れば或は救済金を呉れるかも知れない、それが悪ければお貸下さること、思ふ、單に事變のみにしてしまつては一文も政府は出して呉れなければ貸しても呉れないと思ひますよ、で勝田君からも修正案が出て居るから、私も修正案を讀上げます。極めて漠然たることにして、議題は「救済資金調達ノ件」として

一、天津在留邦人窮境救済ノタメ資金ヲ調達スルコト

一、前記救済資金調達スベキ金額及ビ方法ハ行政委員會ニ一任スルコト

と云ふことにしたら宜いと思ひます。それから勝田君のお説を入れて、「事變其他ノタメ救済資金」さうすると非常に宜いと思ふが

○議長（牧 尚一君）

何れ第二議會に入つてやりますから、こゝでは全體を引包るめて金を借りる、貸して呉れと云ふことには御賛成なんですか

○森川照太君 貰へるならば貰つて来る……

○議長（牧 尚一君）

原案を引継返すのでないから第二議會に入つても宜いでせうか、此の案を採用すると云ふことだけを決定しますが

（異議ナシ）と呼ぶものあり

○森川照太君 此の問題を議題とすることには異義ありません

○議長（牧 尚一君）

御質問ございませんか

(28)

(27)

○鐵治靜一郎君 先程上野會長からの御説明にありました時局の善後會と云ふものが新聞紙上で伺ひましたか解散になつたさうですが、多分それは新聞に出て居ります通り民團の行政委員、財團の理事が更迭になるからお止めになつたのでせうがさう云ふ意味でせうか

○行政委員會長（上野 壽君）

あれはこの行政委員と理事が變りますし、一應解散した方が宜からう、又必要があつたならば新しい方がやられるだらうからと云ふので一應解散したのであります。

○鐵治靜一郎君 多分上野さんも再び會長になられると思ひますが、あの會は性質上各方面の人を網羅することが必要であつて、別に解散しないでも更迭しない人があるから置いて頂いて構はない、解散されたことは間違つて居るやうであります、あの會は是非必要でありますから今後行政委員會に於ても是非繼續してやらね、種々意見を求める爲めに開設してやられんことを私は民會議員として希望致します。

○森川照太君 私は民會議員として反対申します。

○議長（牧 尚一君）

質問はありませんか、一一質問ありませんやうですから討論終決として之より第二議會に入ります。

○森川照太君 私は斯う云ふ風に修正したいと思ひます。

○勝田君の御意見を入れまして、

○鐵治靜一郎君 もう一遍讀んで下さい

一、事變其他ノタメ天津在留邦人窮境ニ陥レルヲ救済スルタメ救済資金ヲ調達スルコト

○森川照太君 議題は「救済資金調達ノ件」です、それから

一、前記救済資金調達スベキ金額及ビ方法ハ行政委員會ニ一任スルコト

○議長（牧 尚一君）

最初の標題ですか

○森川照太君 議題は「救済資金調達ノ件」です、それから

一、前記救済資金調達スベキ金額及ビ方法ハ行政委員會ニ一任スルコト

○議長（牧 尚一君）

方法と云ふことは交渉も入るから別に交渉と云ふことを書かないで宜いだらうと思ふ

○議長（牧 尚一君）

森川さん今ので宜ろしいですか

○森川照太君 今のをもう一遍訂正致します「事變其他ノタメ懇親セラレタル一發生シタルも可笑いな天津在留邦人窮境救済ノタメ救済資金ヲ調達スルコト」斯う云ふ風に改正します

○行政委員會長（上野 壽君）

事變其他の爲めと云ふ只今修正が出て居りますが、一寸之に就て私の意見を申上げたいと思ひます。其他の爲めと云ふことは隨分廣い範囲で何所迄行く所のものか分らないので私は此

(30) (29)

○議長（牧尙一君）
外かに修正の御意見はございませんか

○勝田重直君 私も修正案に關して、今修正案は構ひませんか、第二議會に入つて居りますか

○議長（牧尙一君）
入つて居ります。

○勝田重直君 先程第一讀會で申上げたやうに「事變其他ニヨル」と云ふことは、今度の事變を主とし其の他は之は色々な排日を主とするものでありますから、事變と云ふことで借りをなすと云ふことは勿論のことでありまして、それがあつたからと云つて左程事變の意味が和ぐ、損害がなくなると云ふ程度のものではありませんから、之はやはり事變を主とし其の他に依るとした方が我々の本當の心を現はすことが出来根本的に言つても本當の原因を見極はめてこそ一つの理由ともならうと思ひます。それで其の他と云ふ文字を入れることを主張致します、さうして損害がありますからして之に對する補償、即ち「損害補償並に救濟」斯うして頂ければ字句上にも誤りのないものが出来上らうと思ひます、吾々の觀念に即しましても誤りのないものじやないかと思ふのであります。今迄私の聞て居りました皆さんの御論議に於きましても、矢張り其の意味じやないかと思はれるのでありますから、何うか此の修正案を可決せられんことを希望致します。

○議長（牧尙一君）
森川さん、もう一還貴方の標題は「救濟資金調達ノ件」さうですか、それから「事變其他ニヨル」と云ふこと

○山田榮治君 私は此の原案を支持したいと思ひます。上野會長の仰る通り實際の問題は今日排日其の他の爲め非常に打撃を蒙つて、更に今度の事變でつかり参つてしまつたのであります、事變と云ふことを會長の憂有る通り、之を主たる理由として借りる者が此の金を借りる上に於て非常に力強くないかと思ひます。只私のが修正したいと思ふ所は、「政府ヨリ低利資金貸下ノ請願ヲナスコト」此の政府一つに限ることはないと思ひます。要するに「業務復活資金トシテ低利資金ヲ調達スルコト」にして、大體に於て原案を持まし得後だけ政府に局限せず何所からでも調達出来るやうに修正したいと思ひます。

○山田照太君 さうです。

○森川照太君 さうです。

○議長（牧尙一君）
森川さんの只今の修正動議に對して定規の賛成者がありますか

○山田照太君 私は知りません、賛成者はありますか、あつたら起立して下さい

○議長（牧尙一君）
賛成者は御起立願ひます、ありませんね

○山田照太君 私は原案支持、深い理由はありませんが、私は此の案に對して非常に心細い感じを有つて居るものであります、また悲觀説であります、先程申しましたやうに天津には特に事變と云ふ原因がありました、實狀に於ては天津より以上に困つて居る所があるかも知れません斯う云ふことを考へて見た時に、何つちにしても非常に難しく骨の折れる仕事であると思ひます、別にさう云ふ理由を附けても附けないでも出来るものは出来、出来ないものは出来ない、

(32) (31)

○議長（牧尙一君）
又出來なくて宜いと思ひます。そして私は序でに皆さんに御希望を願つておきますが、内地の事情其の他を考へると云ふと之は可成り骨の折れることだと思います、従つて今後の行政委員或は請願委員は非常に骨が折れて、或は其の骨折りに報ひられないこともあるだらうと思ひます、其の點に就て行政委員、民會議員諸君に、大きな期待を有つてしては或はそれにはないことがあると思ひます、此の點豫め考へておくことを皆さんに希望しておきます。

○議長（牧尙一君）
山田さん勝田さんにお詫び致します、何か字句の修正がありましたね、山田さんは「政府ヨリ」と云ふことを取るのでですか、勝田さんは、「政府ヨリ」と云ふことを取るのでですか、勝田さんは、「損害補償並ニ救濟」一寸多過ると思ひますが、「損害救濟」じや字句上變じやないかと思ひます、原案提出者の方から何とか

○理事（中島徳次君）
一寸勝田さんにお尋ねしますが、只今の損害の下の方に直接に低利資金借入と云ふことを入れるのですか

○勝田重直君 入れます

○理事（中島徳次君）
さうすると言貴方のお説で行きますと、損害補償の金は誰が返すのですか

○議長（牧尙一君）
只やつてしまつて、借りて來た損害補償低利資金を返すに困る、貴方の御意見を通すなら後も修正して頂かなければならぬと思ふ、又損害があつたから、あるからと言つてそれで

<p>(34)</p> <p>必ずしも補償して與れん場合もある、補償の道が只てなければ救済と云ふことになる、損害を救済するで大して可笑くないぢやないか</p> <p>○勝田重直君 矢張り後の文句も訂正しなければならないと思ひます、けども損害は補償されたからと云つて直ちにそれは返つて來ない、来るもんぢやない、斯う云ふ意味にとるのならば、救済も亦返つて來ないと思ひます。ですから訂正はしなければなりませんが、私の言ふ意味は救濟し放し放しと云ふやうな意味を申上げたのではありません。</p> <p>○理事(中島徳次君)</p> <p>分りました。</p> <p>○佐々木敏丸君 私は此の議案に賛成なんですが、字句の一字や二字修正して外務省に持つて行つたつて質へん時は何うしたつて駄目ですから、此の字が多くなつた少くなつたと云ふことは私は問題でないと思ひますから原案に賛成致します。</p> <p>(拍手、「賛成」と呼ぶものあり)</p> <p>○勝田重直君 諸正案に就いてですが、運動者にしても「事變其他ニヨル」と云ふ字句に對して一應疑念が起きてはしないかと思ひますが、「其他」の文句を入れると入れないと依つては、運動し工場れるもの、態度の上から、説明の仕方からして既に根本組織に於て異つて來はしないかと思ひます、單に「其他」だけに過ぎないけれども私は根本組織に於て意志を合致しなければならないと思ひます、此の點に就て皆さんの御協議なさる必要があると思ひます。(賛成)</p> <p>○佐々木敏丸君 今度の上京して頂く人をお願ひするのに、そんな位の頭をもつて居らんやうな認識不足と云ふか(「新しいぞ」と呼ぶものあり)そんな人はないと思ひます。そんな必要はありません。</p> <p>○勝田重直君 さう解釋して頂けるなら宜いと思ひます。</p> <p>○松本京作君 私は「事變其他ニヨル」と云ふ如き漠然たる言葉を入れるには反対であります、事變と云ふことは、事變は種の排日から起つたものでありまして、事變の損害を説明することは排日等で起つた損害ではないかと思ひます。故に「事變ニヨル」と云ふことで充分であると思ひます。勝田議員は損害の救済と云ふやうに文字をくつ附けて解釋しますがそれは間違ひで、私の考へては「在留邦人ノ損害及び救済ノタメ」と解釋される。損害の爲め復活資金を、又救済としても貰ふと云ふのです。次に「政府ヨリ」と云ふのであります、之は山田議員のお説の通りで政府に限らず第一に政府に當つて見ると云ふことで、之は削除した方が宜いと思ひます。</p> <p>○議長(牧 尚一君)</p> <p>勝田さんにお詫び致しますが、如何ですか要するに上京委員が貴方の趣旨を含んで頂けは宜いと思ふのですが、それから山田さんの「政府」と云ふことを抜きにすると云ふのですが、政府から貸して貰う、大體に借りると云ふことに就ては、調達することに就ては御異議はないのでありますか、動議を出しますか</p> <p>○山田榮治君 原案としていけないので、原案は「政府ヨリ」と云ふことになつて居ります、他から調達する場合には又民會の協賛を経なければなりませんから、之は政府とせず單に「業</p>	<p>(35)</p> <p>務復活資金ヲ調達スルコト」と云ふこと</p> <p>○議長(牧 尚一君)</p> <p>それに就ては皆さんに動議成立の可否を問はなければならないと思ひますから</p> <p>○山田榮治君 修正動議を出します</p> <p>一、事變ニヨル天津在留邦人ノ損害救済ノタメ業務復活資金ヲ調達スルコト</p> <p>後は此の儘です。</p> <p>○議長(牧 尚一君)</p> <p>山田さんの修正案に賛成者はござりますか、賛成の方は御起立願ひます(起立者少數)</p> <p>○議長(牧 尚一君)</p> <p>さうすると不成立になります。それから皆さんはお詫び致します、第三讀會は本當ならば翌日になりますが、會期が本日一日でありますから第三讀會に入りますがそれで宜いでありますか</p> <p>(異議なし)</p> <p>○議長(牧 尚一君)</p> <p>御異議がございませんやうですから三讀會に入ります。全體に就て可否をとりたいと思ひます、原案に御賛成の方は御起立願ひます</p> <p>○議長(牧 尚一君)</p> <p>溝場起立</p> <p>○議長(牧 尚一君)</p> <p>全會一致可決確定となりました(拍手)それでは十分間休憩に致します。(午後三時十分休憩)</p>
--	---

<p>(36)</p> <p>務復活資金ヲ調達スルコト」と云ふこと</p> <p>○議長(牧 尚一君)</p> <p>それに就ては皆さんに動議成立の可否を問はなければならないと思ひますから</p> <p>○山田榮治君 修正動議を出します</p> <p>一、事變ニヨル天津在留邦人ノ損害救済ノタメ業務復活資金ヲ調達スルコト</p> <p>後は此の儘です。</p> <p>○議長(牧 尚一君)</p> <p>山田さんの修正案に賛成者はござりますか、賛成の方は御起立願ひます(起立者少數)</p> <p>○議長(牧 尚一君)</p> <p>さうすると不成立になります。それから皆さんはお詫び致します、第三讀會は本當ならば翌日になりますが、會期が本日一日でありますから第三讀會に入りますがそれで宜いでありますか</p> <p>(異議なし)</p> <p>○議長(牧 尚一君)</p> <p>御異議がございませんやうですから三讀會に入ります。全體に就て可否をとりたいと思ひます、原案に御賛成の方は御起立願ひます</p> <p>○議長(牧 尚一君)</p> <p>溝場起立</p> <p>○議長(牧 尚一君)</p> <p>全會一致可決確定となりました(拍手)それでは十分間休憩に致します。(午後三時十分休憩)</p>	<p>○行政委員會長(上野壽君) 登壇</p> <p>警備費國庫補助請願の件ですが、御承知の通り此の警備費といふものは隨分多額の金額に上つて居ります。本年は經常、臨時を寄せると十一萬一千八百三十七弗といふ金額が計上されて居ります。之にもほどゝ類似の金額であります。昨年も十萬四千八百四十弗、昭和四年度は十一萬九千五百八十弗、こう云ふ金額になつて居ります。尙先生、昭和二年であります。御承知の通り本年の事件に付きまして民間の收入にも多大の影響を受くるので、來年の豫算を計上するに當りますが、それでも中々容易ならんこと、思ふのです。勿論民間自身としては充分に緊縮をして、さうして豫算のバランスを取らなくちやならないのです。此の警備費を額へれば外務本省に補助をして頂きたい、必ずしも全額のことは出來ないかも知れませんが兎に角國庫補助をもう一應請願して見たらと云ふのが行政委員會の意志であります。</p> <p>前年漢口にさう云ふ事例がありまして、一應は許可になつたやうであります。之も甚だ容易ならん事と思ひますが、當民團の消されて今日は國庫補助は無いのだそうです。之も甚だ容易ならん事と思ひますが、當民團の</p>
---	--

<p>(38)</p> <p>○森川照太君 諸會省略可決確定として頂きたい。</p> <p>(「異議あり」と呼ぶものあり)</p> <p>○山田榮治君 私には異議があります。此の案には異議はありませんが、國庫補助を寧ろ國庫負擔として頂きたい。</p> <p>○行政委員會長(上野謙君)</p> <p>それは全部乃至は一部と云ふことにして其の點をお含み下すつて御賛成を願ひたいと思ひます。</p> <p>○議長(牧尙一君)</p> <p>異議はありませんか。(「異議なし」)異議がないやうですから諸會省略可決確定と致して如何でせう。(「賛成」拍手)</p> <p>○議長(牧尙一君)</p> <p>それでは讀會省略可決確定と致します。引續きまして第三行政委員選舉に移ります。</p> <p>○小宮山繁君 先刻行政委員會長とお約束致しました、實間に會長からお答を伺ふ筈であります</p>	<p>(37)</p> <p>○森川照太君 諸會省略可決確定として頂きたい。</p> <p>(「異議あり」と呼ぶものあり)</p> <p>○山田榮治君 私には異議があります。此の案には異議はありませんが、國庫補助を寧ろ國庫負擔として頂きたい。</p> <p>○行政委員會長(上野謙君)</p> <p>それは全部乃至は一部と云ふことにして其の點をお含み下すつて御賛成を願ひたいと思ひます。</p> <p>○議長(牧尙一君)</p> <p>異議はありませんか。(「異議なし」)異議がないやうですから諸會省略可決確定と致して如何でせう。(「賛成」拍手)</p> <p>○議長(牧尙一君)</p> <p>それでは讀會省略可決確定と致します。引續きまして第三行政委員選舉に移ります。</p> <p>○小宮山繁君 先刻行政委員會長とお約束致しました、實間に會長からお答を伺ふ筈であります</p>
---	---

<p>(40)</p> <p>(39)</p>		<p>數と名刺の數が合致致しましたから之から採點致します。(此の間採點) 一投票の結果を御報告致します。</p>	
<p>六 票 岸 田 菊 郎 君</p> <p>五 票 鐵 治 靜 一 郎 君</p> <p>五 票 本 久 雄 君</p> <p>五 票 茂 行 君</p> <p>五 票 遠 山 猛 雄 君</p> <p>五 票 壇 谷 信 治 君</p> <p>五 票 松 真 經 君</p> <p>五 票 金 山 喜 八 郎 君</p> <p>五 票 植 松 真 經 君</p> <p>五 票 平 井 久 一 君</p> <p>五 票 上 野 駿 一 君</p> <p>五 票 長 田 小 平 治 君</p> <p>五 票 田 中 瑞 太 郎 君</p> <p>五 票 山 田 篠 治 君</p> <p>五 票 鶴 潤 省 朔 君</p> <p>四 票 赤 山 今 胡 治 君</p> <p>四 票 三 四 票 金 山 喜 八 郎 君</p>			
二〇 票 石 冈 遼 君	一六 票 講 研 田 小 平 治 君	一五 票 田 中 瑞 太 郎 君	一五 票 赤 山 今 胡 治 君
一 二 票 一 一 票 一 一 票	一 一 票 一 一 票 一 一 票	一 一 票 一 一 票 一 一 票	一 一 票 一 一 票 一 一 票
一 五 票 武 内 進 三 君	一 五 票 小 宮 山 繁 君	一 五 票 令 三 郎 君	一 五 票 赤 山 喜 八 郎 君
四 票	二 九 票	一 一 票	一 一 票

さうしますと金山喜八郎君が御當選であります。(拍手)

○議長(牧尙一君)

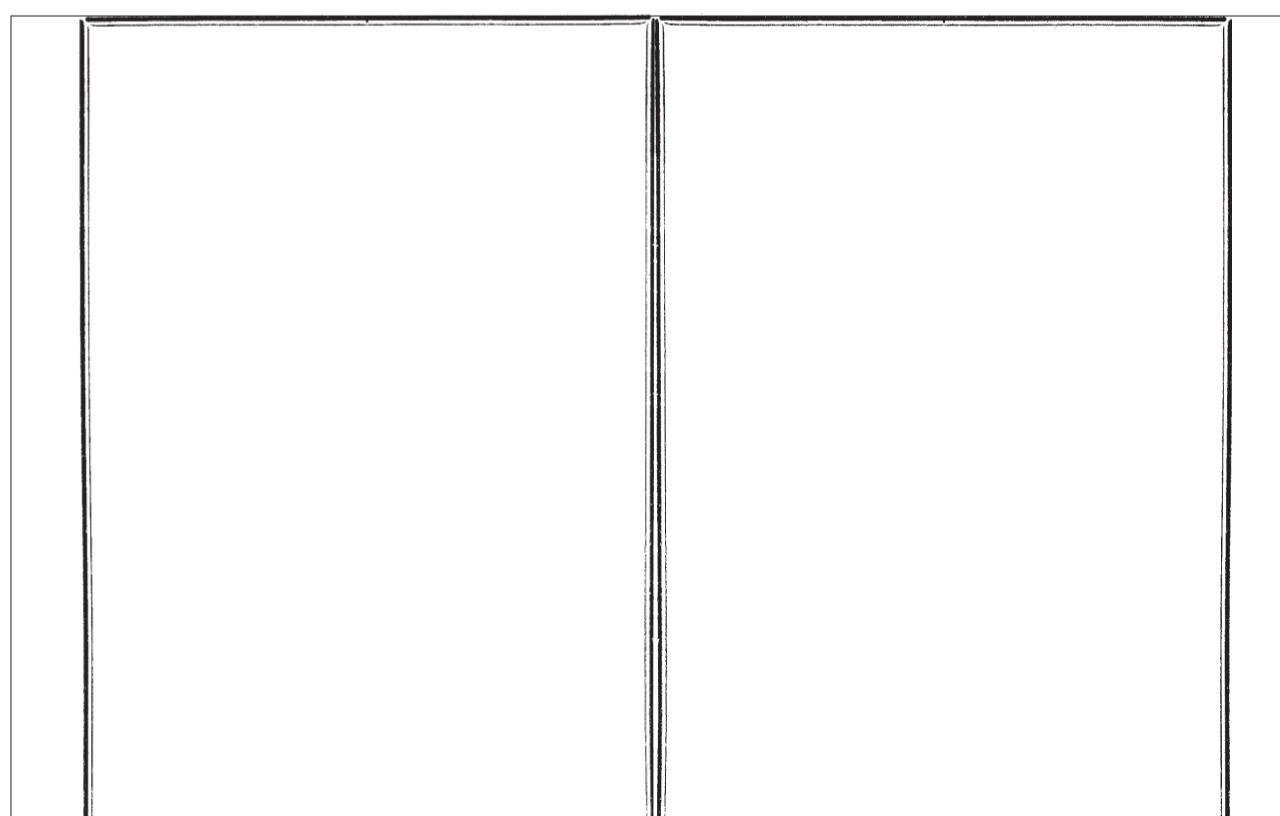
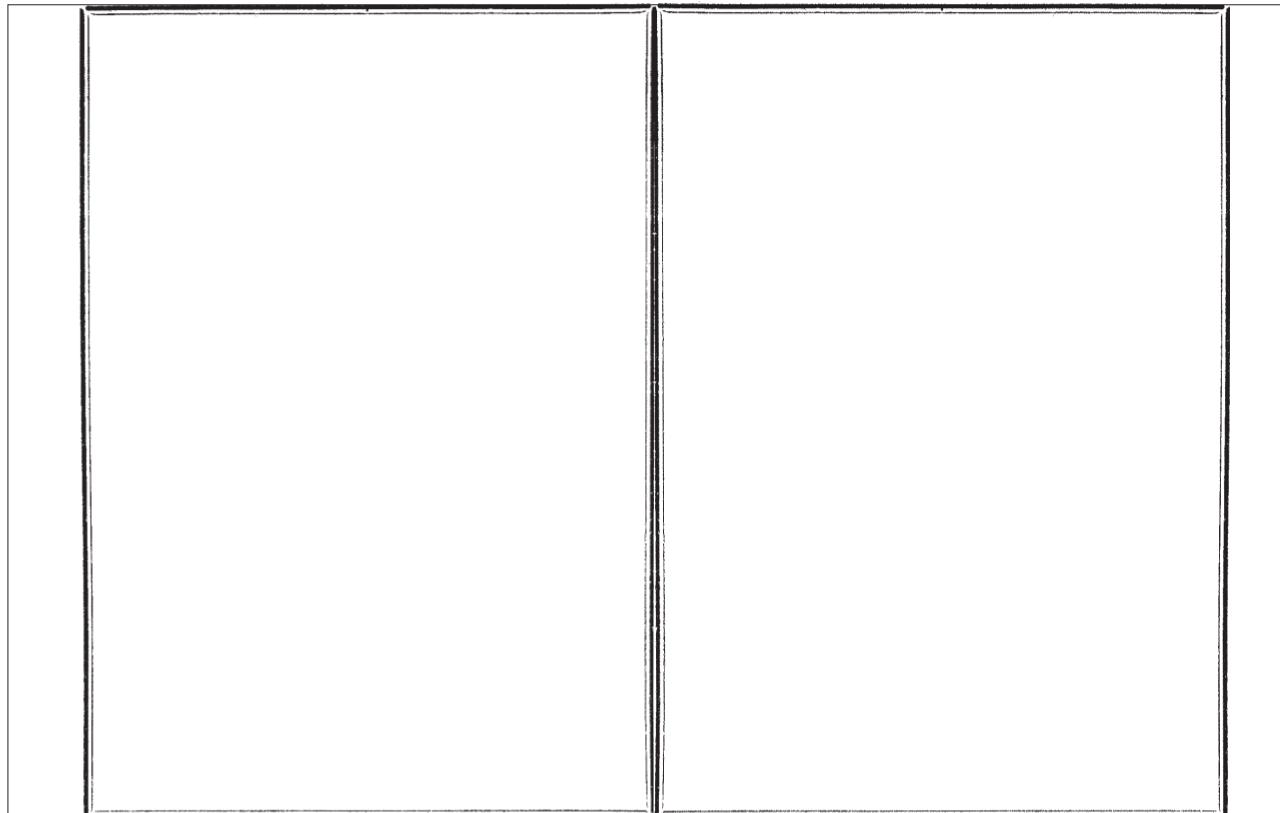
今度は日程第四豫備行政委員選舉を致しまさー(此の間投票) 名刺の數と投票の數が合致致しましたから採點致します。—(此の間投票) —選舉の結果を御報告致します。

○議長(牧尙一君)

植松真經君までが御當選でございます。金山君と石川君は同點でござりますから決選投票を行ひます。—(此の間投票) 名刺の數と投票の數が合致致しましたから採點致します。—(此の間投票) 之文の中で一票白紙がありましたから棄權でございます。結果を御報告申上げます。

<p>(42)</p> <p>さうしますと山内令三郎君が御當選でございます。（拍手）</p> <p>○議長（牧尙一君）</p> <p>引續きまして日程第五民團會計検査委員の選舉でございます。之は恒例に依りまして三名でございます、三名の連記投票でございますから、左様御承知願ひます。（此の間投票）名刺の數と投票數が合致しましたから採点致します。（此の間投票）—選舉の結果を御報告申上げます。</p>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">三 票</th> <th style="text-align: center;">田 中 錦 太 郎 君</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一 票</td> <td style="text-align: center;">森 郁 太 郎 君</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 票</td> <td style="text-align: center;">松 本 京 作 君</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 票</td> <td style="text-align: center;">副 田 重 次 郎 君</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">棄權一票</p>	三 票	田 中 錦 太 郎 君	一 票	森 郁 太 郎 君	一 票	松 本 京 作 君	一 票	副 田 重 次 郎 君
三 票	田 中 錦 太 郎 君							
一 票	森 郁 太 郎 君							
一 票	松 本 京 作 君							
一 票	副 田 重 次 郎 君							

<p>(44)</p> <p>さうしますと三名でございますから</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">五 票</th> <th style="text-align: center;">藤 平 正 男 君</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">三 票</td> <td style="text-align: center;">武 内 進 三 君</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 票</td> <td style="text-align: center;">副 田 重 次 郎 君</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 票</td> <td style="text-align: center;">藤 平 正 男 君</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 票</td> <td style="text-align: center;">副 田 重 次 郎 君</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 票</td> <td style="text-align: center;">田 中 錦 太 郎 君</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上の方が御當選でございます。（拍手）</p> <p>○森川照太君 私は緊急動議として一つの決議をして頂きたいと思ひます。</p> <p>それは此の度の事變に當りまして總領事官桑島總領事が此の難局に際して非常なる苦心をされた事は多少消息に通じて居る方には申上げる迄も無くよくお判りになること、思ひます。</p> <p>私は其の苦心勞煩が尋常官吏として、職務上の責任義務に対する以上のものがあつたらうと思ふことを痛感せざるを得ないのであります。</p> <p>此の意味に於きまして私は其の勞苦に對して民團會が普通の形式以上の真摯なる感情を以て謝意を表明したいと思ひます。尚田尻領事、後藤副領事も總領事を輔けて日夜努力せられたる功勞も亦諸君のよく御承知の處で申す迄もありません。領事館警察の新坂署長以下之も一方ならざる苦心をせられて、居留民は其の勞苦に對し充分感謝して居るものと思ひます。尚又駐屯軍々隊も香椎司令官以下幕僚將士總てが、居留地の保護と我の安全の爲めに身命を賭して、全力其の任を盡された事も我々の深く感謝しなければならない事と思ひます。</p> <p>從つて私は諸君の同意を得まして全會の一一致を以て、民團の議長をして總領事館及び駐屯軍々隊に向つて、其の盡力に對する真摯なる感謝の意味を表明して頂きたいと、私の決議案を此處に提出致します。諸君の御賛同を希望致します。</p>	五 票	藤 平 正 男 君	三 票	武 内 進 三 君	一 票	副 田 重 次 郎 君	一 票	藤 平 正 男 君	一 票	副 田 重 次 郎 君	一 票	田 中 錦 太 郎 君
五 票	藤 平 正 男 君											
三 票	武 内 進 三 君											
一 票	副 田 重 次 郎 君											
一 票	藤 平 正 男 君											
一 票	副 田 重 次 郎 君											
一 票	田 中 錦 太 郎 君											
<p>(48)</p> <p>○議長（牧尙一君）</p> <p>只今森川議員より緊急動議として出ました、總領事館及び駐屯軍に對する民團の決議として謝意を述べることに御賛成の方は御起立を願ひます。</p> <p>○議長（牧尙一君）</p> <p>全員起立</p> <p>全會一致を以て決定しましたから、私が何れ只今の趣旨に依りまして總領事館及び駐屯軍に對しまして謝意を表しに参ります。（拍手）</p> <p>○松尾豊宣君 之て民團も済むと思ひますので私は議員を代表しまして御挨拶申上げます。厚く御禮申上げます。</p> <p>今日の臨時民團は日曜に開かれましたに拘はらず御出席下さいまして誠に光榮に存ります。厚く御禮申上げます。</p> <p>前の行政委員の各委員が本日の臨時民團迄、過去一箇年間租界行政事務に誠に御多忙の折柄、しかも最近の事變の如きに際しまして日夜色々の御心労を願ひまして、租界行政の爲に御盡瘁下さいまして御心労を願ひます。</p> <p>尙本日改選の結果大半數の皆様は重ねて行政委員として御當選の光榮を持たれました、尙此の機会に御當選になつた方もございますが、租界の行政事務といふものは猶々前途色々な難かしい問題も起らうと思ひます。どうか此の上もよろしく御努力願へます様に特に我々一同お願ひする次第であります。</p> <p>又更風の方は中島理事其の他色々行駕委員をお輔けになままでして、此の日夜繁雜なる事務に當られまして、其の結果租界の事務も非常に成績が上つて居りますので、之に對しましても厚く御禮申上げます。</p> <p>尙議長には過去一ヶ月間民團事務に對しまして色々と御心配せられましたが、其の御盡労に對して御禮申上げると共に將來も猶御盡力下さらんことを切に希望致します。甚だ齎越てはあります、之を以て御挨拶とする次第でございます。（拍手）</p> <p>○議長（牧尙一君）</p> <p>それでは本民團は之を以て閉會と致します。（拍手）</p> <p>午後四時三十五分閉會</p>												



昭和六年度居留民會臨時會附錄

昭和六年度居留民會臨時會に於て議決したる議案左の如し

- (45)
- 〔一〕 事變ニヨル損害救濟金調達ノ件
 - 〔二〕 事變ニヨル損害救濟金調達ノ件
 - 〔三〕 議員五十五名(定員六十名)
 - 〔四〕 会期一日(昭和六年十二月二十日)
 - 〔五〕 會場公會堂
 - 〔六〕 議長及會議係
 - 〔七〕 議長翻譯員
 - 〔八〕 記事記
 - 〔九〕 全速書理
 - 〔十〕 下謙主
 - 〔十一〕 子郎秀次
 - 〔十二〕 岩松島田中村石山
 - 〔十三〕 一源道徳眞甫
 - 〔十四〕 次郎秀子

(46)

昭和六年度第二十九次居留民會臨時會要錄

